

2025 年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2 年 短 縮 型】

法律科目試験問題：民事訴訟法

(配点：80 点)

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で2 ページである。
解答用紙は、全部で8 ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8 ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1 ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、
2 ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1 問は1 ページから、第2 問は5 ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 8 解答用紙には黒鉛筆 (HB か B)、シャープペンシル (B)、黒ボールペン又は万年筆 (黒インク) を使用すること。

(民事訴訟法)

第1問

以下の各文の正誤を答えなさい。正しい場合には根拠条文ないし最も関連する条文(条のみならず、項・号、本文・但書など、可能な限り特定すること)を挙げ、誤りがある場合にはその理由を簡潔に(2行程度)答えなさい。なお、解釈の余地がある場合には判例の趣旨に照らして考えなさい。

(配点：30点)

- (1) 訴状に請求の趣旨が記載されていない場合、裁判長は、直ちに、訴えを却下する判決を下さなければならない。
- (2) 未成年者及び成年被後見人が単独でした訴訟行為は取り消すことができる。
- (3) X が Y に対して100万円を超えて損害賠償債務を負わないことの確認を求めた場合、裁判所は、その損害賠償債務のうち50万円を超える部分が不存在であることを確認するとの判決をすることができる。

第2問

Xは、Yを被告として、300万円の売買代金の支払を求める訴え（以下、「本件訴え」という。）を提起した。その際、Xは、Yに対する1000万円の売買代金債権（以下、「本件売買代金債権」という。）のうち、さしあたり、300万円の支払を求める旨、訴状で明らかにしていた。

これに対して、Yは、第1回口頭弁論期日において、本件売買代金債権の成立原因事実の存在は認めるものの、本件売買代金債権は弁済により既に消滅していると主張し、仮にこの弁済の抗弁が認められないとしても、YがXに対して有する1000万円の請負代金債権（以下、「本件請負代金債権」という。）をもって、本件売買代金債権と相殺する旨の訴訟上の相殺の抗弁を予備的に主張した。

裁判所は、審理の結果、本件売買代金債権は成立したものの、本件請負代金債権が存在し、両債権はYの相殺の意思表示により消滅したとの心証を抱き、Xの請求を全部棄却する判決を言い渡し、これが確定した。これを前提に、以下の各問に答えなさい。なお、各問は、それぞれ独立した問題である。

(配点：50点)

問1 Xは、Yを被告として、本件売買代金債権のうち、本件訴えにおいて請求していない部分である700万円の支払を求める訴えを提起した。この場合、判例によれば、裁判所は、どのような判決を言い渡すべきか。

問2 Yは、Xを被告として、本件請負代金債権の存在を主張して、1000万円の請負代金の支払を求める訴えを提起した。この場合、裁判所は、どのような判決を言い渡すべきか。

<出題の趣旨等 2025年度 民事訴訟法>

〔出題の趣旨〕

第1問は、訴状審査、訴訟能力、申立拘束主義（民訴246条）等の事項について、基本的な知識を問うている。第2問は、明示の一部請求や相殺の抗弁の判断についての既判力およびそれに類する効力の範囲について問うている。いずれの問題も、民事訴訟手続に関する基本的な知識と論述能力を試している。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的な学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

〔配点〕

第1問（計30点）

（1） 10点

（2） 10点

（3） 10点

第2問（計50点）

問1 25点

問2 25点

合計80点

〔採点基準〕

・第1問について

（1）では、裁判長による訴状審査の在り方について、条文に即して説明することが求められる。

（2）では、訴訟無能力者の訴訟行為の効力について、基本的な理解を示すことが求められる。

（3）では、申立拘束主義（民訴246条）を債務不存在確認の訴えに適用した場合の帰結について、適切に説明することが求められる。

・第2問について

問1では、いわゆる明示の一部請求における訴訟物と既判力の範囲について説明した上で、「金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した原告が残部請求の訴えを提起することは、特段の事情がない限り、信義則に反して許されない」とした最判平成10・6・12民集52巻4号1147頁の趣旨を、適切に説明することが求められる。

問2では、相殺の抗弁についての判断は「相殺をもって対抗した額」について民事訴

訟法 114 条 2 項により既判力が生じることを適切に説明し、さらに、「相殺をもって対抗した額」に該当しない部分についても、信義則等により後訴での主張を遮断できるかどうかについて検討することが求められる。

以上